平成２２年（フ）第１５４号
岡山県倉敷市黒石1124番地の１
債務者　株式会社近江屋
代表者代表取締役　筒井　三郎
１　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　健三
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月８日午後２時
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第７１号
栃木県栃木市境町22番26号
債務者　有限会社エフズカンパニー
代表者取締役　福田　勇三
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荒井　雅彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１０５号
東京都町田市常盤町3397番地６
債務者　有限会社佐々木電気
代表者代表取締役　佐々木静夫
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋本　愼一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午後３時
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３３０号
堺市堺区一条通17番28号
債務者　有限会社兼高設計事務所
代表者取締役　兼高　　勇
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山浦　美紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午前10時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９１９号
札幌市南区簾舞１条４丁目３番３号
債務者　有限会社木村屋
代表者代表取締役　木村　幸治
１　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　丈晴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月20日午後４時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２４号
沖縄県浦添市西原４丁目36番17号
債務者　株式会社物琉
代表者代表取締役　池宮　英二
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮里　　猛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月21日午後２時
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５５３号
広島市西区草津港１丁目７番６号
債務者　朝日運送株式会社
代表者代表取締役　平塩　哲司
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂下　宗生
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月23日午後４時
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４８２号
神戸市北区有馬町1670番地の５
債務者　株式会社メルヴェール有馬
代表者代表取締役　吉本　正長
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大澤　龍司
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第２５９号
兵庫県尼崎市大庄西町４丁目19番２号
債務者　渡邊　一彦
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　曽我　智史
４　破産債権の届出期間　平成22年５月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午前11時
６　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２０１号
神奈川県平塚市中原１丁目７番48―303号
ケイエスアートヒルズ
債務者　大村たか子
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊奈　誠司
４　破産債権の届出期間　平成22年５月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月15日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４２２号
仙台市青葉区国見５丁目10番36号
債務者　酒井　　務
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赤津　　聡
４　破産債権の届出期間　平成22年５月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月29日午後４時20分
６　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４４２号
仙台市太白区東郡山１丁目９番15―305号
債務者　澤出　弘二
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赤津　　聡
４　破産債権の届出期間　平成22年５月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月29日午後４時30分
６　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４７１号
仙台市若林区保春院前丁53番地の５　後藤方
債務者　大友美津子
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赤津　　聡
４　破産債権の届出期間　平成22年５月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月29日午後４時25分
６　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６５号
山形県西置賜郡飯豊町大字松原884番地・885番地
債務者　菊地鉄工こと　菊地　昭夫
１　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荒井　賢二
４　破産債権の届出期間　平成22年５月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月13日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１７１号
和歌山県紀の川市貴志川町岸宮990番地101
債務者　三木　敏朗
１　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河合　洋次
４　破産債権の届出期間　平成22年５月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月28日午後１時50分
６　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１７６号
岡山市北区久米14番地２
債務者　清水　　悟
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　弘一
４　破産債権の届出期間　平成22年６月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部